

令和4年

第3回市議会定例会 意見書案第3号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年9月13日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	板倉一幸
同	同	小山直子
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	島昌之
同	同	日角邦夫
同	同	見付宗弥

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、中学校卒業生数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行い「公立高等学校配置計画」を進めています。また、「これからの高校づくりに関する指針」においても、依然として「望ましい学校規模を1学年4～8学級とし再編整備を進める」としており、地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていません。こうしたことから、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校がない市町村も増加しています。2022年2月にまとめられた「「これからの高校づくりに関する指針」検証結果報告書」では、「一定の学校規模の確保に向けた再編は、主に同一市町村内で実施してきたが、市町村を越えた通学可能圏内での再編も検討」と今後の方向性が示されており、ますます統廃合が進むことが懸念されます。

「配置計画」によって地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者もまた経済的負担が大きくなっています。子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助や、やむなく市町村立移管とするなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。しかし、本来これらの努力は設置者である道教委が行うべきであり、各自治体に責任を負わせている実態は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障すべきである教育行政としての責任を放棄していると言わざるを得ません。このままでは、「都市部の一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が拡大するなど、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情にそぐわない「指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を

確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、次の事項について意見します。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的に見直すこと。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4 障がいの有無に関わらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するための検討をすすめること。
- 5 南茅部高校はもちろん、地域に高校を残そうとしている市町村や地域住民、PTAと共に道教委も主体の一員となって地元の学びの機関を残すサポートを続けること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年9月 日

函館市議会議員 浜野 幸子